

平成26年2月17日

鳴門市長 泉 理 彦 殿

鳴門市特別職報酬等審議会
会 長 中 岸 敏 昭

特別職の給料等の額の改定について（答申）

平成26年1月23日付け鳴人第15号をもって諮問のありました特別職（市長、副市長、教育長及び企業局長）の給料、期末手当及び退職手当の額について、慎重に審議を経た結果、次のとおり答申する。

1 特別職の給料の額

市長、副市長、教育長及び企業局長の給料の額については、現行額を据え置くことが妥当である。

2 特別職の期末手当の額

市長、副市長、教育長及び企業局長の期末手当の額については、現行額を据え置くことが妥当である。

3 特別職の退職手当の額

市長、副市長、教育長及び企業局長の退職手当の額については、現行額を据え置くことが妥当である。

4 諮問された事項以外について

本審議会に諮問された事項である特別職の給料、期末手当及び退職手当の額以外について、審議過程において出された意見のなかで、審議会の意見として取りまとめる必要があると判断したものについて、附帯意見として整理し答申に付することとした。

諮問された事項以外の附帯意見

本審議会に諮問された事項は、鳴門市附属機関設置条例別表の定めるところにより特別職（市長、副市長、教育長及び企業局長）の給料、期末手当及び退職手当の額についてであるが、審議過程において、これらについて臨時的削減措置がなされている状況について、委員からの意見を取りまとめ、本審議会の意見として次のとおり付言する。

記

1 特別職の給料、期末手当及び退職手当の臨時的減額措置について

本審議会では、特別職の給料、期末手当及び退職手当の適正な水準について慎重に審議を行い、特別職に支給されるべきこれらの額を決定したところである。この答申の内容をふまえ、現在実施しているこれらの臨時的減額措置については、減額率の引き下げ等の見直しについて、検討すること。